

様式第 2 号（第 3 条関係）

伊達市福祉有償運送運営協議会会議録

会議名称	平成 29 年度第 1 回伊達市福祉有償運送運営協議会		
議 題	(1) 平成 28 年度福祉有償運送の実績報告について (2) 社会福祉法人が実施している福祉有償運送有効期間更新の登録申請について (3) その他		
開催日時	平成 29 年 8 月 4 日（金） 13:30～13:45		
場 所	市役所 2 階会議室 A		
出席者	出席者 8 名（欠席者 1 名）		
	所管部課名	健康福祉部高齢福祉課	
公開・非公開 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	0 人
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	
事 務 局	<p>本日はお忙しい中、ご出席頂きまして誠に有難うございます。</p> <p>開催に当たりまして委員の変更がございますのでお知らせいたします。 この度、2 名の方が変更になっております。 新たに委員になられた方は、室蘭運輸支局の委員と、伊達市の人事異動により、社会福祉課の課長が異動となりましたので、後任の課長に委員をお願いすることといたしました。 お手元には、変更後の委員名簿を配付しております。</p> <p>なお、この会議は、市民参加条例に基づき、原則公開となっており、議事録も委員名は伏せた状態で公開いたしますことをご了承願います。</p> <p>これより、平成 29 年度第 1 回伊達市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。</p> <p>なお、1 名の委員より欠席する旨の連絡があったことをご報告致します。</p> <p>これより次第に基づき審議に入らせていただきますが、本日の審議会 は委員 9 人中 8 名のご出席をいただいておりますので、伊達市福祉有償運送 運営協議会条例第 5 条第 2 項に基づき会議が成立しておりますことをご報告 申し上げます。</p> <p>それでは開催にあたりまして健康福祉部長からご挨拶申し上げます。</p>		
健康福祉部長	(部長挨拶)		
事 務 局	<p>それでは議事に入りたいと思いますので、議事進行を会長にお願いいたします。よろしく願いいたします。</p>		

会 長 議題（１）の「平成 28 年度福祉有償運送の実績報告」について、事務局の方から説明願います。

事 務 局 資料に基づき説明する。

会 長 ただいまの議題につきまして説明がありましたが、何か皆様からのご意見、ご質問はございませんか。

(委員よりなしの声)

会 長 それでは、議題（２）の「社会福祉法人等が実施している福祉有償運送有効期間更新の登録申請」に入りたいと思います。

なお、個人情報保護にも関連することから、更新の登録申請の部分については、非公開となりますので、ご了承願います。

では、事務局の方から説明願います。

事 務 局 資料に基づき説明する。

会 長 ただいまの議題につきましての説明がありましたが、何か皆様からのご意見、ご質問はございませんか。

(委員よりなしの声)

会 長 それでは、わらしべ会の申請については、承認してよろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声)

会 長 続きまして、（３）「その他」についてですが、事務局の方で何かございませんか。

事 務 局 次回の運営協議会の予定ですが、来年の 5 月末頃に委員の皆様にお集まり願ひまして、協議会を開催させていただき、平成 29 年度実績報告をさせていただきますしたいと思います。

また、その間、臨時で協議事項があれば開催させて頂くこともございますので、よろしくお願い致します。

会 長 他に何かございませんか。

(委員よりなしの声)

会 長 それでは、本日の協議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

## 平成28年度伊達市福祉有償運送実績報告

H29.3月末現在

事業所名		社会福祉法人 伊達コスモス21				社会福祉法人 幸清会				社会福祉法人 わらしべ会			
許可の状況	登録番号	北室福第 31 号				北室福第 7 号				北室福第 30 号			
	期間 自 至	平成 29 年 4 月 5 日 平成 32 年 4 月 4 日				平成 29 年 4 月 1 日 平成 32 年 3 月 31 日				平成 26 年 9 月 29 日 平成 29 年 9 月 28 日			
登録会員	平成27年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	平成28年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
利用件数	平成27年度	年間利用件数 31件 月平均 2.6件				年間利用件数 335件 月平均 27.9件				年間利用件数 10件 月平均 0.8件			
	平成28年度	年間利用件数 21件 月平均 1.8件				年間利用件数 340件 月平均 28.3件				年間利用件数 21件 月平均 1.8件			
使用車両 (年度末)	平成27年度	普通自動車 3台	軽自動車 1台			普通自動車 1台	軽自動車 2台			普通自動車 1台	軽自動車 なし		
	平成28年度	計4台				計3台				計1台			
運転手の人数 (年度末)	平成27年度	4人				5人				1人			
	平成28年度	5人				5人				1人			
事故報告	なし												
苦情対応報告	なし												
会員の状況	知的障がい者及び身体障がい者 (人)												
		H27年度末	H28年度末			H27年度末	H28年度末			H27年度末	H28年度末		
	軽度	0	0		介護1	6	5		6級	0	0		
	中度	0	0		介護2	7	10		5級	0	0		
	重度	12	12		介護3	3	1		4級	0	0		
	身体障がい者	0	0		介護4	1	0		3級	1	2		
	その他	1	1		介護5	3	1		2級	17	15		
	合計	13	13		身体障がい者	0	0		1級	14	11		
					合計	20	17		知的障がい者	2	6		
									精神障がい者	1	1		
									合計	35	35		

		改正道路運送法及び伊達市福祉有償運送運営協議会によって示されている要件	法人における申請の概要																												
運送主体		NPO法人、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会	札幌市東区本町2条6丁目4-1 社会福祉法人 わらしべ会 理事長 川本明良																												
運送の対象者		以下に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、事業者の会員として登録されている者及びその付添人 ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者 ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 ※ ただし、②の要介護1、2及び③については、有償運送車両を必要とする旨を記載した介護支援専門員の意見書が必要	登録会員 36人 身体障害者 28人 <table border="1"> <tr><td>6級</td><td>人</td></tr> <tr><td>5級</td><td>人</td></tr> <tr><td>4級</td><td>人</td></tr> <tr><td>3級</td><td>2人</td></tr> <tr><td>2級</td><td>15人</td></tr> <tr><td>1級</td><td>11人</td></tr> </table> その他障害を有する者 8人 <table border="1"> <tr><td>知的障害</td><td>7人</td></tr> <tr><td>軽度</td><td>人</td></tr> <tr><td>中度</td><td>2人</td></tr> <tr><td>重度</td><td>5人</td></tr> <tr><td>精神障害</td><td>1人</td></tr> <tr><td>3級</td><td>人</td></tr> <tr><td>2級</td><td>1人</td></tr> <tr><td>1級</td><td>人</td></tr> </table>	6級	人	5級	人	4級	人	3級	2人	2級	15人	1級	11人	知的障害	7人	軽度	人	中度	2人	重度	5人	精神障害	1人	3級	人	2級	1人	1級	人
6級	人																														
5級	人																														
4級	人																														
3級	2人																														
2級	15人																														
1級	11人																														
知的障害	7人																														
軽度	人																														
中度	2人																														
重度	5人																														
精神障害	1人																														
3級	人																														
2級	1人																														
1級	人																														
使用車両	使用車両	事業の使用車両は、次の各号に定める自動車（乗車定員11人未満の自動車であって、事業を実施する間、法人等が使用権限を有するものに限る。）とする (1) 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車 (2) 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であって、スロープ又はリフト付きの自動車 (3) 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車 (4) 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用車両</th> <th>台数</th> <th>権原</th> <th>設備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊車両</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉自動車</td> <td>1</td> <td>所有</td> <td>車いす車（電動リフト付）</td> </tr> <tr> <td>軽福祉自動車</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>回転シート車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用車両	台数	権原	設備等	特殊車両	1			福祉自動車	1	所有	車いす車（電動リフト付）	軽福祉自動車				普通車両				回転シート車両				計	1		
使用車両	台数	権原	設備等																												
特殊車両	1																														
福祉自動車	1	所有	車いす車（電動リフト付）																												
軽福祉自動車																															
普通車両																															
回転シート車両																															
計	1																														
	車両の表示	使用車両の両側面に、「事業所の名称」、伊達市が作成した「福祉有償運送車両」の文字及び「マーク」を表示し、登録証の写しを使用車両に備えて置く																													
運転者	第2種免許	その効力が停止されていないこと	就任人員 1名 免許種別 第1種免許1名（過去2年以内停止なし） 研修受講 福祉有償運送運転者講習を受講済（STネット北海道1名）																												
	第1種免許	免許取得後、その効力が2年以内に停止されておらず、下記の要件を満たす者 ① 国土交通大臣が認定する講習を修了していること ② ①の要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること																													
運行範囲		伊達市内を発地または着地とする	伊達市（大滝区に限る）																												
利用料金		利用者から収受しようとする対価は、営利を目的としていると認められない妥当な範囲とし、運送の対価は、伊達市におけるタクシー等の上限運賃の概ね2分の1の範囲内であること また、運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること	1km未満 100円 1km毎に100円を乗じた額とする 複数乗車の場合、上記金額を乗車人数により除した額とする																												
運行管理責任者	車両4台まで	運行管理の責任者の選任	運行・整備管理責任者 各1名 運行・整備管理に係る指揮命令系統 明確にされている 事故処理体制 明確にされている 苦情処理責任者・担当者 各1名																												
	車両5台以上	一般旅客自動車運送事業における運行管理者資格者証の交付を受けている者、または次の要件を満たす者 ① 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12の受験資格者 ② 道路交通法施行規則第9条の9第1項の要件者 ③ 国土交通大臣が①②に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者																													
損害賠償		事業に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る。）に加入しなければならない	対人賠償 無制限 対物賠償 無制限																												
登録の拒否		道路運送法第79条の4第1項の第1～4号の欠格事由に該当する者でないこと 道路運送法第79条の4第1項の第5号による合意がない 道路運送法第79条の4第1項の第6号による措置がとられていない	欠格事由に該当しない旨の誓約書の提出があり問題はない																												